

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月2日

支出負担行為担当官

札幌法務局長 中村 誠

◎ 調達機関番号 013 ◎ 所在地番号 01

○ 第1号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び予定数量 札幌法務局岩見沢支局庁舎ほか10庁舎で使用する電気の需給契約  
予定契約電力 仕様書による。

年間予定使用電力量 1,761,312 kWh

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 需要場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（kW単価。同一庁舎の同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価。同一庁舎の同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、当局が提示する予定契約電力及び年間予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人である者、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない

い者であること。

- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA又はB等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1  
札幌法務局会計課 藤田 至 電話011-709-2311 内線2123
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所及び電子調達システムにおいて交付する。
- (3) 証明書等の提出期限 令和7年1月20日（月）17時00分
- (4) 入札書の提出期限 令和7年1月29日（水）17時00分
- (5) 開札の日時及び場所 令和7年1月30日（木）10時00分 札幌第1合同庁舎3階 札幌法務局会議室及び電子調達システム

### 4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、入札公告に示した競争参加資格を証する「資格審査結果通知書（写し）」、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書類（写し）及び入札説明書に記載する基準を満たすことを証明する書類を、令和7年1月20日（月）17時00分までに上記3(1)の場所又は電子調達システムに提出すること。入

札者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Makoto Nakamura Director-General of The Sapporo Legal Affairs Bureau.
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Iwamizawa Branch Bureau Government Office and 10 Branch Bureau Government Offices; Estimated annual consumption of 1,761,312kWh.
- (4) Delivery period: From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (5) Delivery place: As in the tender manual
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③ Have Grade A or B in "Manufacture of products" or "Sale of pro

ducts" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) in the Hokkaido Area for the purpose of procurement in the fiscal years of 2022, 2023 and 2024. ④ Have registered as a retail electric enterprise in accordance with Article 2-2 of the Electricity Business Act.

- (7) Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO2.
- (8) Time-limit for tender: 17:00 29 January 2025
- (9) Contact point for the notice: Itaru Fujita, Procurement Section, Finance Division, Sapporo Legal Affairs Bureau, 1-1 Nishi2-Kita8 Kita-ku Sapporo city Hokkaido 060-0808 Japan, TEL011-709-2311 (ext.2123).